

中遠広域都市計画地区計画の決定（袋井市決定）

都市計画久能東山地区計画を次のように決定する。

名 称	久能東山地区計画	
位 置	袋井市久能字東山、字張ヶ谷の各一部	
面 積	約 1.5 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR東海道本線袋井駅の北約 3.1 km、市街地の外縁部に位置し、工業・業務地区に隣接する地区であり、袋井市都市計画マスタープランにおいては住宅複合地区として位置づけられている。</p> <p>現在、本地区に隣接する養護老人ホーム、保育園の敷地を一部含むほか、地区公会堂が立地している。今後は、本地区内の未利用地について、公共公益施設又は福祉関連施設等の整備を図ることとする。</p> <p>このため、地区計画を策定し建築物等の規制を行い、公共公益施設等の整備と福祉のまちづくりを推進することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>1 地区の整備、開発の方針 既存の養護老人ホーム及び保育園、地区公会堂敷地を除く未利用地について、公共公益施設又は福祉関連施設等用地としての整備を図る。</p> <p>2 地区施設の整備の方針 本地区南側に接する市道久能鷲巣線の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> <p>3 建築物等の整備の方針 公共公益施設又は福祉関連施設等用地としての良好な環境を形成、保持するため、建築物等の用途について規制する。</p>	
土地利用に関する方針	<p>地域コミュニティ施設、福祉関連施設等の公共公益施設の立地を許容し、公共公益・福祉関連施設地区としての土地利用の形成を図る。</p>	
地区整備計画	建築物等の用途制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用住宅</li> <li>・住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの</li> <li>・店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうちその用途に供する部分の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・床面積が 500 m<sup>2</sup>を超える事務所</li> <li>・ホテル、旅館</li> <li>・ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</li> <li>・マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>・カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>・劇場、映画館、演芸場、観覧場</li> <li>・キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>・畜舎</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・倉庫業を営む倉庫</li> <li>・日刊新聞の印刷所、自動車修理工場</li> <li>・作業場の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超える工場</li> <li>・危険物の貯蔵又は処理に供するもの</li> </ul>

同 意  
都計第 1006-3 号  
平成 17 年 3 月 15 日





中遠広域都市計画  
用途地域の変更(袋井市決定)  
地区計画の決定(袋井市決定)

第 号議案附図

拡大図

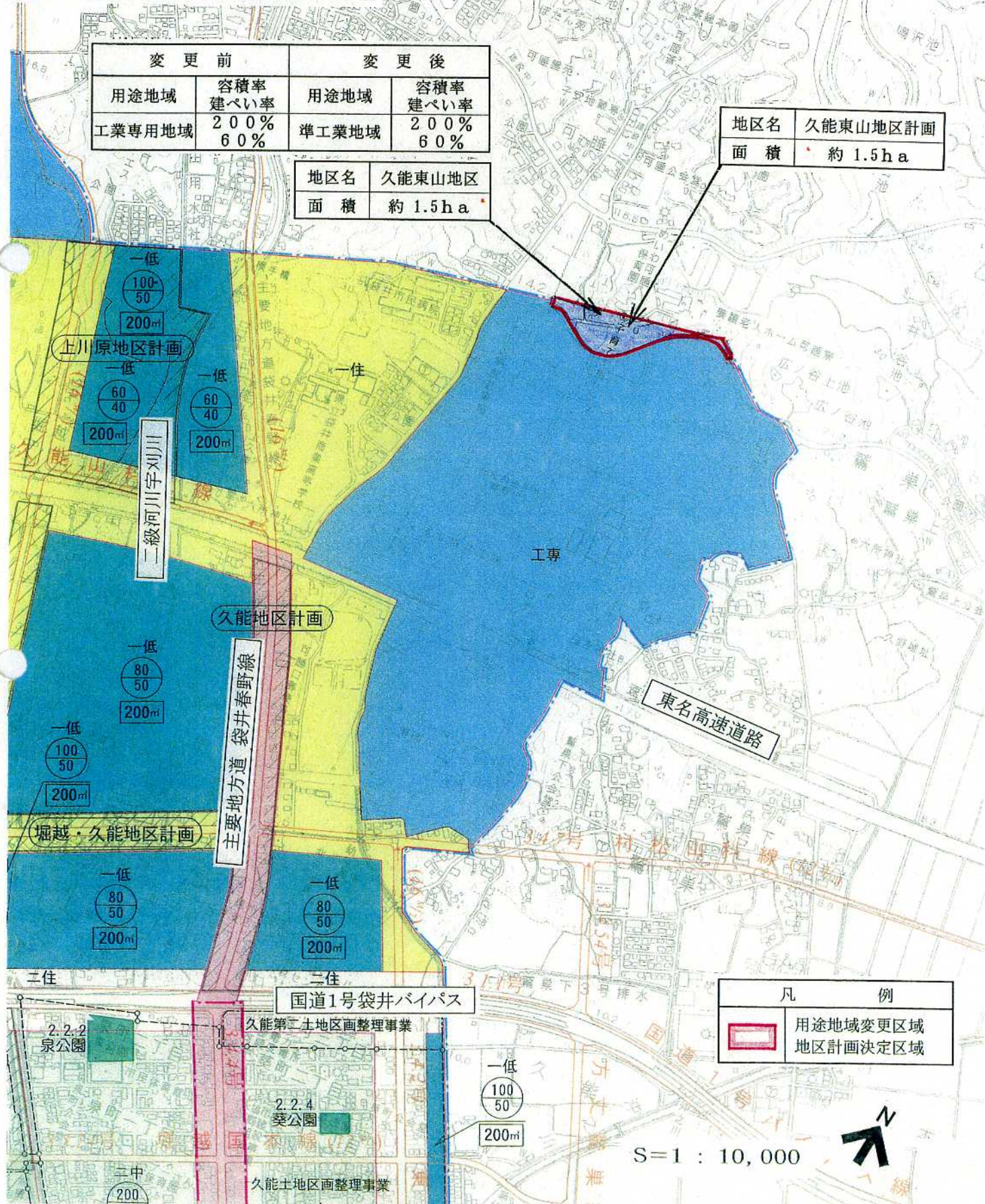
No. 2

用途地域の変更(袋井市決定)  
工業専用地域 → 準工業地域  
(200/60) → (200/60) 約 1.5 ha  
久能東山地区計画の決定(袋井市決定) 約 1.5 ha

変更前		変更後	
用途地域	容積率 建ぺい率	用途地域	容積率 建ぺい率
工業専用地域	200% 60%	準工業地域	200% 60%

地区名	久能東山地区
面積	約 1.5 ha

地区名	久能東山地区計画
面積	約 1.5 ha



凡 例	
	用途地域変更区域 地区計画決定区域

S=1 : 10,000

